

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の認可及び  
利用定員の設定について

1 趣旨

2026年（令和8年）4月から、新たな給付制度として、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」全国で開始します。

事業の実施に当たり、2025年（令和7年）10月31日に実施した「藤沢市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者選考委員会」において9事業者を選定し、事業を実施する予定であり、認可及び利用定員の設定を行うため、子ども・子育て会議にて意見聴取を行うものです。

2 実施予定事業者及び実施概要

別添参照

3 根拠法令

- (1) 児童福祉法（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による改正後のもの。令和8年4月1日施行。）第34条の15第4項

※令和8年4月1日施行ですが、同法附則〔令和6年6月12日法律第47号抄〕第7条において、施行日前の準備行為が認められています。

- (2) 子ども・子育て支援法（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による改正後のもの。令和8年4月1日施行。）第54条の2第3項

※令和8年4月1日施行ですが、同法附則〔令和6年6月12日法律第47号抄〕第5条において、施行日前の準備行為が認められています。

以上